

○職務に専念する義務の免除に関する規則

第2条第6号に該当する主な場合

〔平成17年3月31日
16人第708号〕

改正 平成18年12月26日

18人 第403号

平成29年3月28日

28人 第791号

職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和27年愛知県人事委員会規則8-0。)第2条第6号により、職員が職務専念義務を免除される主な場合は、下記のとおりとし、総務事務システム等により、必要最小限の時間について職務専念義務の免除を承認するものとする。

記

- 1 愛知県職員生活協同組合が開催する次に掲げる行事に同組合員を代表して出席する場合
 - (1) 愛知県職員生活協同組合総代会
 - (2) 愛知県職員生活協同組合福利厚生事務説明会(年度2回程度)
- 2 大学の通信教育課程に在学し、面接授業(昼間に行われるものに限る。)に参加する場合(詳細は、「大学通信教育面接授業参加承認要領」による。)
- 3 市区町村の非常勤の消防団員又は水防団員となり、消防団活動又は水防団活動に従事する場合(詳細は、「消防団活動等に従事する職員の職務専念義務の免除について」による。)
- 4 勤務公署内において、県又は赤十字血液センターの実施する献血に協力する場合(県又は赤十字血液センターからの依頼に基づき、勤務公署の近隣庁舎内で実施する献血に協力する場合を含む。)
- 5 成分献血登録者となり、赤十字血液センターの要請により献血する場合
- 6 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合